

市県民税の申告が始まります



申告書は郵送などで提出してください

令和3年度市県民税の申告についてお願い
新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止のため、
以下の点についてご協力ください。

○可能な限り申告会場への来場を避け、 市民税・県民税申告書は郵送などで 市役所へ提出してください



申告書は正確に記入し、提出の際は必要書類を必ず添付してください。
作成した申告書は、郵送か地区市民センター経由で提出することができます。
申告書の作成方法、必要書類については、「市民税・県民税の手引き」を参考にしてください。
なお、添付していただいた必要書類の返送を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

○所得税の確定申告書は税務署へ 提出してください



所得税の確定申告書は、パソコン・スマートフォンでも作成することができます。
作成内容や提出方法は、税務署へお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

- 咳・発熱などの症状がある人、体調が優れない人は、申告会場への来場をご遠慮ください
- 申告会場へお越しの際は、マスクの着用、手指の消毒などにご協力をお願いします
- 申告会場入り口で実施する検温へのご協力をお願いします。発熱などの症状がある人は、入場をお断りする場合があります

申告会場での混雑緩和について

申告会場の混雑緩和および感染リスク低減のため、申告相談時に医療費控除の明細書や収支内訳書を作成することはできません。医療費控除の明細書や収支内訳書が事前に作成されていない場合、申告会場内のスペースなどでご自身で作成していただきます。事前に自分で作成して申告会場へお越しください。

また、感染防止のため、入場制限をする場合がありますので、ご了承ください。

市県民税の申告会場と日時

◆2/3～3/8の期間は、申告相談のために市民税課（市役所2階）へお越しいただくことはご遠慮ください◆

会場	期 日	時 間	会場	期 日	時 間	
地区市民センター	桜	2月3日(水)・4日(木)	地区市民センター	楠交流会館	2月18日(木)・19日(金)	
	常磐	2月5日(金)		海蔵	2月19日(金)	
	下野	2月8日(月)・9日(火)		県	2月22日(月)	
	日永	2月9日(火)・10日(水)		八郷	2月24日(水)・25日(木)	
人権プラザ小牧(児童館)	2月10日(水)	川島		2月25日(木)・26日(金)		
保々地区市民センター	2月12日(金)	羽津		2月26日(金)・3月1日(月)		
塩浜	三重北勢健康増進センター(ヘルスプラザ)	2月12日(金)		小山田	3月1日(月)	
				四郷	3月2日(火)・3日(水)	
人権プラザ神前	2月15日(月)	三重		3月4日(木)・5日(金)		
地区市民センター	神前	2月16日(火)		河原田	3月8日(月)	
	内部	2月15日(月)・16日(火)		水沢	3月8日(月)	
	橋北	2月17日(水)		富田	3月9日(火)・10日(水)	
	富洲原	2月17日(水)・18日(木)		大矢知	3月11日(木)・12日(金)	
※市役所へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください				市役所(2階 市民税課)	3月9日(火)～15日(月) (土・日曜日は除く)	午前9時～午後4時

四日市税務署からのお知らせ① ～申告書は国税庁ホームページで作成できます～

申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページ から!

- STEP ① 「国税庁ホームページ」へアクセス
- STEP ② 申告書を作成 画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます。
- STEP ③ 申告書を送信 (申告書の提出方法は2通りあります)
●国税庁のホームページからe-Taxで送信 ●印刷して郵送などで提出

～ご自宅での申告書作成が困難な人は～

「所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税」の確定申告会場は、「じばさん三重」6階（安島1丁目3-18）です。
【開設期間】2月16日(火)～3月15日(月)9:00～17:00（土・日曜日、祝日は除きます）
※新型コロナウイルス感染症対策として、公的年金を受給している人を主な対象に、2月8日(月)から申告相談を受け付けます
※じばさん三重への問い合わせは、ご遠慮ください ※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください

■確定申告会場への入場には、入場整理券が必要です

- 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、確定申告会場の混雑緩和のため、入場整理券の配布を予定しています
- 入場整理券は、当日、会場で配布しますが、LINEアプリを使えば事前にオンラインで入手できます
- 入場整理券の配布状況に応じ、後日の来場をお願いすることもありますので、ご理解をお願いします
- 事前予約による相談は、令和3年1月15日をもって一時終了し、入場整理券による申告相談体制に移行します

四日市税務署からのお知らせ②

税理士による無料税務相談

【会 場】あさけプラザ（下之宮町296-1）

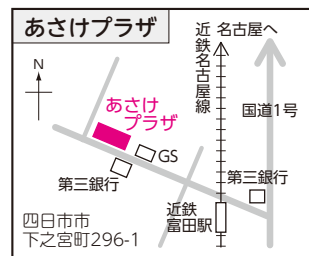
【日 付】2月2日(火)～4日(木)

【相談時間】9:30～16:00（12:00～13:00を除く）9:00受け付け開始

※新型コロナウイルス感染症対策として、会場の混雑緩和のため、当日会場に入場整理券を配布します。会場への入場には入場整理券が必要です。
なお、入場整理券の配布状況に応じ、後日の来場をお願いすることがありますので、ご理解をお願いします（オンラインでの事前発行はありません）

相談の対象となる人

- 前年分の所得金額（青色事業専従者給とおよび青色申告特別控除額の控除前または事業専従者控除前）が300万円以下の入
 - 消費税課税事業者である場合には、基準期間（平成30年）の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当する人
- なお、譲渡所得・山林所得・贈与税の申告をする人、また相談内容が複雑な人、申告書の作成に長時間を要する人は、税務署の確定申告会場をご利用ください。



※駐車場が狭いため公共交通機関をご利用ください

お問い合わせ

◆市県民税について…

四日市市役所市民税課 (☎354-8132 FAX354-8309)
ホームページ <https://www.city.yokkaichi.lg.jp>
トップページの「市民の方へ」から「税金」→「市・県民税」をクリック

◆所得税の確定申告について…

四日市税務署 (☎352-3141)
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>